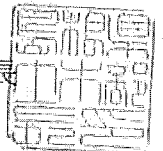


建 第 7 7 4 号
令和元年 9 月 3 0 日

(一社) 島根県建築士会会長
(一社) 島根県建設業協会会長
(一社) 島根県建築組合連合会会長
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長
(一社) 島根県建築士事務所協会会長
(一社) 島根県建築住宅センター理事長
(一社) 島根県建築技術協会会長
(一社) 島根県住まいまちづくり協会会長
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長

様

島根県土木部長
(建築住宅課)



島根県手数料条例の一部改正について

このことについて、使用料、手数料等の額の改定等に関する条例（平成31年3月8日付け島根県条例第1号）により、別添のとおり改正し、令和元年10月1日より施行することとなりましたので、お知らせします。ついては、貴会員への周知をお願いします。

記

1) 改正の概要

消費税率の引き上げに伴う、下記手数料の改定

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

2) 添付資料

- ・島根県報（平成31年3月8日付け号外第16号）抜粋版
- ・島根県手数料条例 新旧対照表

3) 令和元年10月1日以降の手数料一覧表（県ホームページ）

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shimanenosumai/chouki.html>

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shimanenosumai/chouki.html>

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/kenchiku/energy/kentikubutusyouenehou.html>

[担当] 島根県 土木部 建築住宅課 建築物安全推進室
土江

TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218